



手続き・申請

市営住宅の入居者を募集します

問 谷和原庁舎開発指導課 (内線5406)

- ▼入居資格①②⑦をすべて満たす方
- ①現在住宅に困っている方(持ち家のない方)
- ②市内在住または在勤である方
- ③原則同居または同居しようとする親族がある方
- ※単身の方は、満60歳以上の方や身体障がい者(1級から4級)などに限り申し込みをすることができます。
- ④市税などを滞納していない方
- ⑤収入基準にあてはまる方(基準月額: 一般世帯15万8千円以下、裁量世帯21万4千円以下)
- ⑥暴力団員でない方
- ⑦そのほか諸条件、例外あり
- ▼募集戸数②古川住宅1階1戸(古川958・3)3DK、エレベーターなし、ベット不可
- ▼家賃②所得と家族構成により決定
- ▼申し込み方法②4月14日(水) 午後5時まで
- ▼入居開始予定日②7月1日(木)



手続き・申請

住宅に困っている方に家賃補助制度があります

問 谷和原庁舎開発指導課 (内線5405)

- 月額最大3万円を補助します
- 住宅に困っている方の居住の安定を確保するため、市内の民間賃貸住宅に入居している方に対し、家賃を月額最大3万円補助します。
- ▼応募資格②市内の民間賃貸住宅入居者で市営住宅入居基準などを満たし、家賃が月額6万円以内の方
- ▼募集期限②5月21日(金) 午後5時
- ▼募集戸数②5戸
- ▼補助金額②月額家賃の2分の1(1000円未満は切り捨て)とし、月3万円が限度。
- ▼補助期間②最長36カ月(交付開始年度を含む3年度末月まで)
- ▼決定方法②募集戸数を超過したときは抽選
- ※募集案内や申請書は、谷和原庁舎開発指導課で配布します。



手続き・申請

空家の解体に優遇制度があります

問 谷和原庁舎開発指導課 空家対策室 (内線5406)

- 市では空家を取り壊した後の翌年から3年間、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例を適用させた税額を維持し、取り壊し前の水準まで固定資産税を減免します。
- ▼対象②次の①③にあてはまる空家
- ①所有者などの申請に基づき、判定基準により「老朽空家」と認定された空家であること
- ②住宅用地の特例の適用を受けている空家であること
- ▼申請②次の手順で行ってください。
- ①空家対策室へ老朽空家認定申請書を提出し、老朽空家認定後に空家を解体
- ②空家対策室から発行された老朽空家認定書を添えて減免申請書を税務課へ提出
- ※家屋を解体してからでは老朽空家の判定が行えません。必ず家屋解体前に申請をお願いします。



手続き・申請

空き家バンクに登録でリフォーム費用を補助します

問 谷和原庁舎開発指導課 空家対策室 (内線5406)

- 市では空き家バンクに登録した物件所有者に対し、家財処分費を補助します。また、空き家バンク登録物件を購入した方または借主に対し、改修工事費(リフォーム)を補助します。
- ▼補助額②共に経費の2分の1を補助
- ※限度額は各10万円、50万円(1000円未満は切り捨て)
- ▼期限②補助を受けようとする年度の2月末までに完了する工事
- ▼件数②予算の範囲内

